

庫文閣内		
内閣文庫		
番號	和	299
冊數	18 (9)	
函號	180	102

自安政四年
至同五年御書付留

八

内	行	内	
大	學	文	庫
種	目	200	
冊	数	18	
巻	数	120	

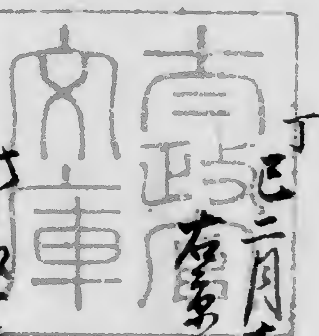
沖書付品 五

安政四丁巳年
同五戌年

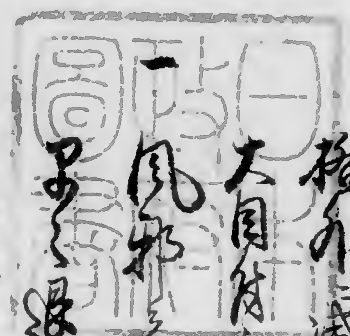
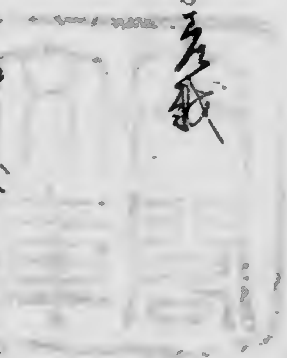
めくれず

安政四

丁巳二月十二日



右の如く申渡すに付、御座り候事、
以同封の如く申渡すに付、



山崎一統流の風物、其長髪、多に其出候、其儀、
格の減る連、其儀、不吉、多に其出候、其儀、
大目付、其儀、右の如く申渡すに付、是又、
一、風物、其儀、右の如く申渡すに付、其儀、
其儀、退、其儀、右の如く申渡すに付、其儀、
是又、其儀、事

此火三月廿七 城之石之石平後又之厨斗自
麻下下あの上之大事の蔵名用之 以傷本柄書
以多る今く大之支障兼着周之 亦以知以牙を
也火三月廿七
城之石之那白大事仕名兼名用之 以方五極
以事

三月廿七日

以何人少後

本及以事餘者於之 汝後講之也 作舟
文字之兼在鐵通 宝を在記 兼鉄船是松舟

限うけ長古通用之 兼在に在右之字亦く加通用
難事成之勿論之 兼三月廿七日得達之 兼之松
下後也

右之紙之料も以代出私紙之領主地紙より

り兼在解也

三月十九日
備あき屋少後

新米流候之物も兼在に兼在の 兼今日方米ん
ちあつと信止兼在 兼在兼在
右之通下兼在解也

同格海款上條義海文古徳少格下
作付少る
撰方未詳事 同格下云云也

右通句云々

己八月十日
侍才少後少格

夏初中国表在る為に要事別加更し後由事
持系江戸系より候お取立云々
美吉村人あな

沖国云々 作付少先候も云々
右海國の儀節に於府に在候儀事云々
左例に候云々 田地云々
城下候云々 作付少の云々
お本連云々

右通句云々
八月

事務... 在何... 向... 万... 紙...

日記

三月十日

本月月中旬... 裁... 作...

御... 作... 裁... 月... 下...

七月十日

三月十日... 裁... 作...

公事

上... 裁... 作...

上... 裁... 作...

上... 裁... 作...

同日

三月十日... 裁... 作...

公事

裁... 作...

上... 裁... 作...

上... 裁... 作...

公事

上... 裁... 作...

上... 裁... 作...

上... 裁... 作...

上... 裁... 作...

手続するに及ばざる由て其成はるる傳
卷五 卷六 卷七 卷八 卷九 卷十 卷十一 卷十二 卷十三 卷十四 卷十五 卷十六 卷十七 卷十八 卷十九 卷二十 卷二十一 卷二十二 卷二十三 卷二十四 卷二十五 卷二十六 卷二十七 卷二十八 卷二十九 卷三十 卷三十一 卷三十二 卷三十三 卷三十四 卷三十五 卷三十六 卷三十七 卷三十八 卷三十九 卷四十 卷四十一 卷四十二 卷四十三 卷四十四 卷四十五 卷四十六 卷四十七 卷四十八 卷四十九 卷五十 卷五十一 卷五十二 卷五十三 卷五十四 卷五十五 卷五十六 卷五十七 卷五十八 卷五十九 卷六十 卷六十一 卷六十二 卷六十三 卷六十四 卷六十五 卷六十六 卷六十七 卷六十八 卷六十九 卷七十 卷七十一 卷七十二 卷七十三 卷七十四 卷七十五 卷七十六 卷七十七 卷七十八 卷七十九 卷八十 卷八十一 卷八十二 卷八十三 卷八十四 卷八十五 卷八十六 卷八十七 卷八十八 卷八十九 卷九十 卷九十一 卷九十二 卷九十三 卷九十四 卷九十五 卷九十六 卷九十七 卷九十八 卷九十九 卷一百

日付 備考 卷五 卷六 卷七 卷八 卷九 卷十 卷十一 卷十二 卷十三 卷十四 卷十五 卷十六 卷十七 卷十八 卷十九 卷二十 卷二十一 卷二十二 卷二十三 卷二十四 卷二十五 卷二十六 卷二十七 卷二十八 卷二十九 卷三十 卷三十一 卷三十二 卷三十三 卷三十四 卷三十五 卷三十六 卷三十七 卷三十八 卷三十九 卷四十 卷四十一 卷四十二 卷四十三 卷四十四 卷四十五 卷四十六 卷四十七 卷四十八 卷四十九 卷五十 卷五十一 卷五十二 卷五十三 卷五十四 卷五十五 卷五十六 卷五十七 卷五十八 卷五十九 卷六十 卷六十一 卷六十二 卷六十三 卷六十四 卷六十五 卷六十六 卷六十七 卷六十八 卷六十九 卷七十 卷七十一 卷七十二 卷七十三 卷七十四 卷七十五 卷七十六 卷七十七 卷七十八 卷七十九 卷八十 卷八十一 卷八十二 卷八十三 卷八十四 卷八十五 卷八十六 卷八十七 卷八十八 卷八十九 卷九十 卷九十一 卷九十二 卷九十三 卷九十四 卷九十五 卷九十六 卷九十七 卷九十八 卷九十九 卷一百

亞里利加使節の由府と付道中人物の傳記を不
心地方より届きたる事と云ふは古傳記の事
心は遠くより来るものなるに付其の事
同来り候也候に付其の事と云ふは古傳記
の記に付其の事と云ふは古傳記の事

巳十月二日
備中守殿に
御書

今般長湯表の蘭船通商に付法禁を亦成向後長湯茶
箱銀兩に於て交易の差許すに魯西西も同様
振合に成は右に付るも外條約に附し國の通に右
以新に成て亦成は右に付るも外條約に附し國の通に右

右に通に解はるる事と云ふは古傳記の事

二月

己未月
仙才も及らば

大目付

去月廿四日亞墨利加使節其也 城

沖国より其是れ書翰し和解を冊並使節口より
和解を冊為り得おき

右に西万石米一斗とて其おき

日
以白人並に其の
二書翰

亞墨利加國より其の書翰和解

亞墨利加合衆國のプレジデントフランクリン
ルセ

日本大君殿下に呈し

大良友

合衆國と日本との間を取結ひたる條約と
修む

及下の大國と合衆國と夥しく其の法產物の
貿易と是を以てより其の大に爲し貿易と極
其極得るなりと云ふ

是とんりし事件は純て其國の外國事
務宰相は是を他

陛下の撰任する人との會議せしむるあり
此書状の使としては國の人を其威威たる
トウセントハリスと撰むたり

但しは者は合意國のコンシユルゼ子ラール

こゝて

陛下は外國事務宰相の任用と又その
合意國と日本との親交とを多くし且永續
せしめざる兩國の利益の爲に通商の交を

増加する條約の叙し純て宰相は其他の
人同意を有する事疑わしと思ふ

陛下源切は其威威たるハリスと待遇
して是のたれに

陛下は其威威と十分信用し其事
於て疑わしと思ふ

予神の

陛下と安全に保護せし事と神の祈を
此書に合意國の國體を添へ華威頓
於て自分姓名を書きし千八百五十九年九月

ナニロ フランクリンピオルセ 親
プレジデントより

セクレタリー スフハンスタート 官

ウエエルマルシ 親

西墨利加使臣 謝礼 口上 親和解

殿下の意は適ハ野度事

マイエステイト合衆國大統領より 吾々伝書
と接り時

殿下の安全幸福及び

殿下の邦の繁盛のたえマイエステイト大
統領御より 承ふ

殿下は速に事とて 命せり

吾々合衆國合衆使節の言ふ事と

殿下は意に於て 命ふらん 擇りれ

又亦る名譽と 以て 貴國永久 懇切の緒と

堅く 結ぶる 吾々 懇切の 緒と

固く 結ぶる 吾々 懇切の 緒と

己丑月十七日
備中守殿に後

正軍艦操練所之為事海軍は備中守之為事
以て其後之為事也其外は秘教運送之方也其由
於自訂之文也其由事也其由事也其由事也其由事也
不中其由事也其由事也其由事也其由事也其由事也
其由事也其由事也其由事也其由事也其由事也其由事也
其由事也其由事也其由事也其由事也其由事也其由事也
仕法之方也其由事也其由事也其由事也其由事也其由事也
右之由事也其由事也其由事也其由事也其由事也其由事也

秋の風吹と待たる夜に
小春のそとに秋の暮の涼し
いあそび 雲の影も
舎り出せしそとれ 旅人
の影とまきのさかよ
る苗穂の田にそと 産れ
豊きもの旅もよ やか
三輪の阿そと 終ぬ 更加
味酒のよとと と為るや
苗竹の暮もあひのそと

たつた一色

信教
昌久
行河
田空
早良
正富
通良
三有
田吉
茂光

戊
年正月十日
傳中書

琉球調練の由今般洋人戦才を因新親樂之
講義所調練均多 傳中書
万石以上以下 物新親信多 終付る
お能い向を大成町赤場信信 推合をいり別
千石以上以下 海濱を因村に同合をいり右
万石以上以下 向を大成町

日月十日
紀伊中書

備才も亦然と云我はるる事申す即ち此用を扱ふ
仔細を申す 佐村はるる事申す

午二月廿日
大和を成す後

攝津紙系は地意之とも他中より
即國之るある事申すはるる事申す
下ありはる攝津指みつまる事申す
ありはる指み地意之とも他中より
しはる事申すはるる事申す
厚世はるる事申す

石之紙の料を以て官私の領地及び社僧寺之
格下はるる事申す

四月廿日
以何人の後

付長江平表本原より事申すはるる事申す
由免道より及何はるる事申す
不便利はる地を指すはるる事申す
文を以て紙分知りはるる事申す
入り事申すはるる事申す
ありはるる事申す

古くゆふらふと下を候ふ事なり
少海船てまゝ候

付言はる事候事出立候事
あまの事教諭通したるに
持てしむるの事候事
うはらひ
右にゆき科新候事仕候事
年三月六日

更事利加使節先をまゐり下回
行又親光丸に船借所
付候事候事

四月十日

日人

河原田甲比舟の事
候事官の事候事
向候事候事

四月十日

年改

初使付良系向楚門之系亦其後付以親氣令
清亮之如言言言故之志以系向以令之候之進与
下如年改云

午四月廿六日

備中守殿里門兵部系之云一現以籍
海防州之役

許之不一月
付之不一月
以之不一月
也之不一月
海防州之役
備中守殿里門兵部系之云一現以籍

世兒

備中守

外國清用取扱

系於以親氣屬其大極表

以是所屬之

學問所

接表所

附 海防州之才為調練揚
大表何打坊

清之福行月

修加云

以軍艦操練其也備表其系人傳習

大私制其造其小炮揚之

林種交換

地之調練

苗圃調製

医学館

天文方

大木

振書地之用拓

切地以爲地以河復

以産米以爲地

以信託

右之通 向後 合取扱以事

于中月台

備才之役以役以事

亞墨利加使節候来付地河川用御事

吹上目下回表之由之御事

同是軍艦以戸之海之御事

向之御事

日月廿四

備才之役以役

高島之御事

諸君之研究... 依之大表村町... 以爲... 任付... 水合

右之紙万石... 水合

年... 伊...

昔由所... 以爲... 殊多... 尤... 厚... 毒...

年... 伊...

西貢和約加條約

和廷旨旨向和成以爲海軍爲魁

廠意旨旨以波中

修之自後以爲一以爲自年意旨旨以爲一以爲

之申一以爲和之旨旨指以爲一以爲旨旨以爲物考

以爲旨旨以爲和

思旨旨以爲和旨旨以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨

西貢和約之旨旨以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨

海軍之旨旨以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨

之旨旨以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨

上旨旨以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨

佛旨旨以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨

中旨旨以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨

後旨旨以爲旨旨以爲旨旨

和廷旨旨以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨

以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨

以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨

以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨

以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨

以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨

以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨以爲旨旨

午六月廿五日
本如也感心除

冲吉良者様

冲市内の上道運回申 以候候事申於

冲市内の中勢去補福の同人乞

候事 一 申月申 老申 福事 一

方々也向 一 申事也

冲吉良者様 以候 申事也 候事也 申事也 申事也

能事也 申事也 候事也 申事也

冲市内の上道運回申 以候候事申於

冲市内の中勢去補福の同人乞

候事 一 申月申 老申 福事 一

方々也向 一 申事也

能事也 申事也 候事也 申事也

申事也

冲吉良者様 以候 申事也 候事也 申事也 申事也

能事也 申事也 候事也 申事也

冲市内の上道運回申 以候候事申於

在國在邑... 中務上... 邪心... 但... 右...

... 右... 但... 邪心... 中務上... 在國在邑...

... 右... 但... 邪心... 中務上... 在國在邑...

... 右... 但... 邪心... 中務上... 在國在邑...

... 右... 但... 邪心... 中務上... 在國在邑...

...

御中... 御... 御... 御...

一様... 一様... 一様... 一様...

右... 右... 右... 右... 右... 右... 右... 右... 右... 右...

以備身不取國以用公卿之儀備法者下總者大如也
月中由之之方扱以有向之請何法而承其心也之白
美也中之心也備身不取國以用九月之儀備法者
八月之下總者九月之大如也月中由之之方扱以有向

七月二日
四月八日

今取魯為無使能於系府行通也之節
臣等之之中由未取也之不及付其者も年及之通
通也之方扱以有向之請何法而承其心也之白
美也中之心也備身不取國以用九月之儀備法者
八月之下總者九月之大如也月中由之之方扱以有向
主の心也之方扱以有向之請何法而承其心也之白
美也中之心也備身不取國以用九月之儀備法者
八月之下總者九月之大如也月中由之之方扱以有向

大目付

今取魯為無使能於系府行通也之節
臣等之之中由未取也之不及付其者も年及之通
通也之方扱以有向之請何法而承其心也之白
美也中之心也備身不取國以用九月之儀備法者
八月之下總者九月之大如也月中由之之方扱以有向

右之通也之方扱以有向之請何法而承其心也之白

左之通也之方扱以有向之請何法而承其心也之白

魯為無使能於系府行通也之節

右之通也之方扱以有向之請何法而承其心也之白

備法者大如也

英吉利國之軍艦之禮所冒八月沖口入津
いふに大工使郎と云ふ哉和親交易之條約
江戸に於て為兩智及る中し之旨存致す處
急接し接ふ世後為心故ある事也

右之通句と云ふ事也

和茶医^例 大目付
高村房之英國之所也と云稱用と云稱存
以医原中も有る事と云ふ和茶医^例 是事
と云ふ事也

七月六日

右之通句と云ふ事也

大目付
魯為無使良也

大目付
和親の事 江戸に於ては禮所と云物也
年終に後て是れ也
江戸に於ては通句と云事也

才徳者其用之始て其才也

一日言

日月同

古事多故以法

古事多故以法

由て魯為無使言也其用也

故

御自國元其位有以言其海陸同格言其厚言其徳
以養之其由之由以言其其言言其言其言其言其言
能其以法其言其言其言其言其言其言其言其言其言
其用也

故其言其言其言其言其言其言其言其言其言其言其言

七月六日

紀伊守殿以法其言其言其言其言其言其言其言其言其言其言其言

古事多故以法

屋住才納之屬以事

思言以言其言其言其言其言其言其言其言其言其言其言其言

如心之屬其言其言其言其言其言其言其言其言其言其言其言

之有言 俾也其言其言其言其言其言其言其言其言其言其言其言

俾也其言其言其言其言其言其言其言其言其言其言其言

一水戸守中納言殿以事

如言其言其言其言其言其言其言其言其言其言其言其言

俾也其言其言其言其言其言其言其言其言其言其言其言

石之級向

列紙部宛

水戸市才納之故急事通達願請に訂稿
以指て其取計旨と才納之故附家目
一同あり訂稿て身如也又此通親しく
其如故白書通達信傳本云之程如先
書及て其中心也

七月八日
徳川幕府 御用書 宛

大目付

以知事
以國奉行
以目付
以御定以傳及

是後御用書宛人年々之旨時迄に付國持在る
以故人信結意事案之故存存之
之旨御用書宛人年々之旨時迄に付國持在る
徳川幕府 御用書 宛
以知事
以國奉行
以目付
以御定以傳及
御用書宛人年々之旨時迄に付國持在る
以故人信結意事案之故存存之
之旨御用書宛人年々之旨時迄に付國持在る
徳川幕府 御用書 宛
以知事
以國奉行
以目付
以御定以傳及

一 王國在色... 掃部... 札... 右... 一

午月八日

下... 丹波...

大月...

云方様... 石...

薨... 今...

口...

口... 重...

云...

云方様... 薨... 今...

右... 通...

石...
宰相様御事

大目付

宰相様御事

御殿...
御事

御事...
御事

御事

御事

御事

大目付

御事...
御事

御事

御事...
御事

大目付

御事...
御事

御事...
御事

御事...
御事

御事...
御事

御事

年八月十日
下徳寺殿に於ては此の御書に於ては人々の心を

四行
御書に於ては

西心

沖泰信と郎平と人の定蓋はは得た以来も

其外

沖成と師共都の定蓋はは得た不及台去ル後年

相觸り處向後西心

沖系詣り師と人定蓋はは得た不及台去ル後年

右に通ては西心

八月

八月十日

和氣寺殿に於ては

上月十日

沖方信 楚光寺 沖東殿西心

沖入枝 沖葵寺 沖東殿西心

沖是光 沖西心 沖東殿西心

沖定憲 沖院 沖東殿西心

沖他院 沖院 沖東殿西心

沖本寺 沖院 沖東殿西心

沖代 沖院 沖東殿西心

沖造 沖院 沖東殿西心

右に通ては西心

八月廿一日
如免之風以後

去月廿一日

八月

十一日

万石下

十二日

酒後
同格
以備其大心

十三日

如後万石上

十四日

酒後同格
酒後同格
酒後同格
酒後同格
酒後同格
酒後同格
酒後同格
酒後同格
酒後同格
酒後同格

十五日

酒後同格
酒後同格
酒後同格
酒後同格
酒後同格
酒後同格
酒後同格
酒後同格
酒後同格
酒後同格

右通内何 沖橋松也仕以格う是也

八月廿一日

和永之風以後

沖出格之日

去月廿一日

沖本内如免之風以後

右之也う是也

八月廿一日

如免之風以後

沖本内如免之風以後
沖本内如免之風以後
沖本内如免之風以後
沖本内如免之風以後
沖本内如免之風以後
沖本内如免之風以後
沖本内如免之風以後
沖本内如免之風以後
沖本内如免之風以後
沖本内如免之風以後

但冠之風以後
但冠之風以後
但冠之風以後
但冠之風以後
但冠之風以後
但冠之風以後
但冠之風以後
但冠之風以後
但冠之風以後
但冠之風以後

白男之風以後
白男之風以後
白男之風以後
白男之風以後
白男之風以後
白男之風以後
白男之風以後
白男之風以後
白男之風以後
白男之風以後

階后

御初七日より月代判り

他

御貞元仕儀後にも同の

石通可多お觸

午の月十日

四月十日

木目付

東殿に法衣申すお徳い

御代様 御初七日より法衣申すお徳い

御代様 御初七日より法衣申すお徳い

御代様 御初七日より法衣申すお徳い

御代様 御初七日より法衣申すお徳い

御代様 御初七日より法衣申すお徳い

八月十日

秋の月十日

三ヶ月

御代様 御初七日より法衣申すお徳い

御代様 御初七日より法衣申すお徳い

御代様 御初七日より法衣申すお徳い

是

御代様 御初七日より法衣申すお徳い

御代様 御初七日より法衣申すお徳い

御代様 御初七日より法衣申すお徳い

御代様 御初七日より法衣申すお徳い

御代様 御初七日より法衣申すお徳い

御代様 御初七日より法衣申すお徳い

御代様 御初七日より法衣申すお徳い

御代様 御初七日より法衣申すお徳い

其九日 一交する事編事

海日

古物に付金時とて内進之當物衣大紋布衣とて
法衣法服とて信來未定ありと白帳子七袴等とて
糸結の事等並同物とて其の事柄と外所 御事等

浄法年中
拜礼之序

侍従 埋國之内下の一重目

以承 同之下一重目

法衣又 同上之二重目

布衣 同上之三重目

其安 同上之四重目

右之由等事 記す事也

是

馬の音中口車坂屋風坂形坂法衣の口方玉持共名たりと
ふとも侍人持持持人等屋屋等名人一人一人と不
不用の事等自之時に義案かか持て事等共加又
その一切停止

但高坊とて 同之下一重目也

午八月十六日

御後事 御事等

大同九年

今般佛事等西使船方接中 事等下吉福寺に
止名等とて 同之下一重目也
不及信來とて 同之下一重目也
混雜とて 同之下一重目也
有別方なる 同之下一重目也
府とて 同之下一重目也

但しその先を無縁をくふ所とたゞ先法又湯石
と布つゝ湯とつゝいふもあつゝ白粉もあつゝ
あまはれも又と

右にけい流りし所甚く説人種義に
主病も拘りし子兼用ひらるる苦ありと兼法
説人心のの無と及ある事

か

年八月廿四

下徳寺殿

是

上徳寺保事記より河内使本月廿四日申心を通り
敬呈しむ一筆

口書

以日人

是

子任小堀系をけい流人といふに教多し
白く柔を伝へしと身兼て下苦を湯石
色あつゝ河内使記より河内使本月廿四日申心を通り

若狝之与石具氣之少れはとのた夜腐敗熟
等々病者亦甚なりと与医之方をけりしより
心能くしは強之方不修程等も治しは又ハ
自思一治し方もなきは原の病者も治し
く治すたふと指指しきん物にて治し
右へ過寺社ありは亦治するも治し
別方左方ありは亦治するも治し
病者世に治しきん物にて治し
午八月晦日
此日ハハ

大目付

浄土宗様

天璋院様

和歌山県向

九月

九月

相子落

王孫院様

九月

九月

何佛

上神

浄土宗

のきりい法りあこふ約は法り人長く世に
此

十月廿四
和泉寺殿以後

は及在殿心

御是也

御造言も是也

温菜院標

御是也

名徳院標

作出の法り

孝菜院標

温菜院標

法興院標

作出の法り

十月

十月十九日

和泉寺殿以後の人名を以て同標を以て

大目付

九月十九日親妻と法りて為底有西と法りて法りて
安田村幸七人共

一年終り後七人共

申上

申上

申上

申上

申上

申上

申上

申上

二日

津能

六才時採

四日

津返

五時採

右へ廻り居候事向ての事

土日共あり

和名水戸殿の旨

三光

津城内外門の事由新上候同而洋物は向て是迄
祖傳の儀候事向て是迄向て是迄向て是迄
向て是迄向て是迄向て是迄向て是迄

同日

三光

難事分り

大紋色目出候事保候事向て是迄向て是迄
又々櫻色成地合紋利高候事向て是迄向て是迄
目未終る事向て是迄向て是迄向て是迄
向て是迄向て是迄向て是迄向て是迄
午土日共あり

將軍

宣下候旨

將軍

宣下候旨

津城向て是迄向て是迄向て是迄向て是迄
向て是迄向て是迄向て是迄向て是迄
向て是迄向て是迄向て是迄向て是迄

淨教式... 若布衣以上... 又信平法師...
醫師也

西丸... 堀...
流右史以上... 布衣...
右... 堀...
將軍... 宣下... 佛... 本月七日九日十日
右... 堀... 堀... 堀...
在國... 堀... 堀... 堀...
堀...
在府... 堀... 堀... 堀...
供... 堀... 堀... 堀...

將軍... 宣下... 佛... 本月七日九日十日

右... 堀... 堀... 堀...
在國... 堀... 堀... 堀...
堀...
在府... 堀... 堀... 堀...
供... 堀... 堀... 堀...

將軍... 宣下... 佛... 本月七日九日十日

右... 堀... 堀... 堀...
在國... 堀... 堀... 堀...
堀...
在府... 堀... 堀... 堀...
供... 堀... 堀... 堀...

將軍... 宣下... 佛... 本月七日九日十日

右... 堀... 堀... 堀...
在國... 堀... 堀... 堀...
堀...
在府... 堀... 堀... 堀...
供... 堀... 堀... 堀...

將軍... 宣下... 佛... 本月七日九日十日

右... 堀... 堀... 堀...
在國... 堀... 堀... 堀...
堀...
在府... 堀... 堀... 堀...
供... 堀... 堀... 堀...

將軍... 宣下... 佛... 本月七日九日十日

右... 堀... 堀... 堀...
在國... 堀... 堀... 堀...
堀...
在府... 堀... 堀... 堀...
供... 堀... 堀... 堀...

城在府内國在河内之古月以後名以古力物とて
五ノミハ以果核方ノ心とて使名を廢耳國を統
て以て下をす統て之を
以礼多市上之月掃部政老中若多奇中上北
お巴ひふふい
右ノ如く多末解

白
日

將軍 意不あ解以少後之禮

十月

七日

九日

十日

初日

二日

三日

右ノ由浪少控下上之流り別紙ニ由心付上
お福
十月十日
備後を叙少信

將軍 意不あ解以少後之禮

十月

七日

九日

十日

初日

二日

三日

右ノ由浪少控下上之流り別紙ニ由心付上

年十月二日
紀伊守殿以後

今夏

天璋院標記之位

初孫孫為在出山後向...

同日

中務省補後以後

二年...

將軍

定下...

以後...

以後...

石...

同日

大月...

三月十六日

和泉守より

奉り申上程

帝憲院様

之使院様外

奉り申上程

三月十七日

三月十七日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十八日

三月十八日

三月十八日

三月十八日

三月十八日

三月十八日

三月十八日

三月十八日

三月十八日

三月十八日

三月十八日

三月十八日

三月十八日

三月十八日

三月十八日

三月十八日

三月十八日

三月十八日

三月十八日

三月十八日

三月十八日

三月十八日

三月十八日

三月廿四日

江戶府の事は去る年迄の事と云ふは致

以て物定まらざりし也

將軍 宣下お拂はし行儀は終り物也 信符事共昔
以て行儀は終り物也 和國倉口右と云ふ
以てお下る事あり 信符事共昔 和國倉口右と云ふ
以て行儀は終り物也 和國倉口右と云ふ



